

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 千葉剛宏 様 あて名 〒151-0053 日本国東京都渋谷区代々木2丁目1番1号 新宿マ インズタワー 16階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 16.10.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 17P0957HK		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/034096	国際出願日 (日.月.年) 14.09.2018	優先日 (日.月.年) 29.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H01M2/10(2006.01)i, H01M10/613(2014.01)i, H01M10/625(2014.01)i, H01M10/643(2014.01)i, H01M10/653(2014.01)i, H01M10/6554(2014.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 本田技研工業株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 28.09.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 阿部 陽	5T 7891
		電話番号 03-3581-1101 内線 3568	

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-5	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-5	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献 1 : JP 2009-176689 A (三洋電機株式会社) 2009.08.06, 段落[0015] - [0030], 第1 - 6図 (ファミリーなし)
- 文献 2 : WO 2013/084937 A1 (本田技研工業株式会社) 2013.06.13, 段落[0029] - [0051], 第1 - 6図 & US 2015/0044538 A1 段落[0061] - [0083], 第1 - 6図
- 文献 3 : JP 2013-225431 A (トヨタ自動車株式会社) 2013.10.31, 段落[0046] - [0047], 第7図 (ファミリーなし)
- 文献 4 : WO 2015/019429 A1 (株式会社日立製作所) 2015.02.12, 段落[0041] - [0054], 第9図 & US 2016/0197385 A1 段落[0057] - [0071], 第9図
- 文献 5 : JP 2014-216113 A (日立オートモティブシステムズ株式会社) 2014.11.17, 段落[0091] - [0101], 第19図 (ファミリーなし)

請求項1, 3 - 5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1 - 2により、進歩性を有しない。

[請求項1について]

文献1 (段落[0015] - [0030], 第1 - 6図) には、電池ホルダー2 (本願発明の「セルホルダ」に対応。以下同様。) に保持された電池1 (「電池セル」に対応。) を有する電池組立10 (「バッテリーコアパック」に対応。) と、該電池組立10を収容する外装ケース9 (「ケース」に対応。) とを備える電池パック (「バッテリーパック」対応。) であって、電池組立10と外装ケース9の間には、電池1の熱を外装ケース9の外部に放熱する弾性熱伝導シート6 (「放熱シート」に対応。) が介在している旨が記載されている。

ここで、文献2 (段落[0029] - [0051], 第1 - 6図) には、バッテリーモジュール13に取り付けられ、複数の貫通孔21aが設けられた伝熱シート21が記載されている。また、文献1 - 2に記載された発明は、電池に設けられ、放熱を行うシートという点で共通する。

(以下、補充欄を参照。)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

よって、文献1に記載された発明に対して、弾性熱伝導シート6の形状として、文献2に記載された発明を適用することは、当業者にとって容易である。

このとき、伝熱シート21を第6(A)図に示されるように平面視したとして、伝熱シート21において、貫通孔21aが存在しない、伝熱シート21の長手方向における両端部の領域が、それぞれ「第1部分」及び「第2部分」に対応し、貫通孔21aが存在する領域が、該両端部を部分的に接続しており、「第3部分」に対応する。

以上より、請求項1に係る発明は、文献1-2に記載された発明に基づいて、当業者が容易になし得たことである。

## [請求項3について]

文献1(段落[0020], 第5図)には、電池ホルダー2は、電池1の端部電極(「電極」に対応。)を保持穴12の開口部から外部に露出させる(「露出部」を備える旨に対応。)旨が記載されており、該開口部と外装ケース9の間に、弾性熱伝導シート6が存在している旨が記載されている。このとき、該開口部と弾性熱伝導シート6は、対向している(「臨む」に対応。)から、文献2の形状を採用した場合、該開口部と、シートの両端部の領域及び貫通孔21aが存在する領域のそれぞれが対向するので、「第1部分に臨む電極と、第2部分に臨む電極との間に配置された電極が臨む位置に第3部分が配置されている」旨に対応する。

以上より、請求項3に係る発明は、文献1-2に記載された発明に基づいて、当業者が容易になし得たことである。

## [請求項4-5について]

文献2で、伝熱シート21を第6(A)図に示されるように平面視したとして、伝熱シート21の長手方向における各両端の領域において、最も端にある貫通孔21aの列を含む領域をそれぞれ「第1部分」及び「第2部分」に対応するとし、それらの領域の間にある領域を「第3部分」に対応するとすれば、該最も端にある貫通孔21aの列が、本願発明の「スリット」に対応する。

また、スリットを、電極同士の間にも臨むように設けることは、当業者であれば適宜選択し得る設計的事項である。

以上より、請求項4-5に係る発明は、文献1-2に記載された発明に基づいて、当業者が容易になし得たことである。

請求項1-3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1, 3-4により、進歩性を有しない。

## [請求項1-2について]

文献3(段落[0046]-[0047])及び文献4(段落[0041]-[0054], 第9図)に記載されている通り、放熱板にスリットを設けることは、本願出願時には周知である。また、当該形状を、文献1の弾性熱伝導シートに適用することに、格別の困難性は無い。

(以下、補充欄を参照。)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

よって、文献 1 に記載された発明に対して、弾性熱伝導シート 6 の形状として、文献 3-4 に記載された周知技術を適用することは、当業者にとって容易である。

このとき、スリットが存在しない、両端部の領域が、それぞれ「第 1 部分」及び「第 2 部分」に対応し、スリットが存在する領域が、該両端部を部分的に接続しており、「第 3 部分」に対応する。また、スリットは複数の帯状である。

以上より、請求項 1-2 に係る発明は、文献 1 に記載された発明及び文献 3-4 に記載された周知技術に基づいて、当業者が容易になし得たことである。

## [請求項 3 について]

文献 1 (段落[0020], 第 5 図) には、電池ホルダー 2 は、電池 1 の端部電極(「電極」に対応。)を保持穴 1 2 の開口部から外部に露出させる(「露出部」を備える旨に対応。)旨が記載されており、該開口部と外装ケース 9 の間に、弾性熱伝導シート 6 が存在している旨が記載されている。このとき、該開口部と弾性熱伝導シート 6 は、対向している(「臨む」に対応。)から、文献 3-4 の形状を採用した場合、該開口部と、両端部の領域及びスリットが存在する領域のそれぞれが対向するので、「第 1 部分に臨む電極と、第 2 部分に臨む電極との間に配置された電極が臨む位置に第 3 部分が配置されている」旨に対応する。

以上より、請求項 3 に係る発明は、文献 1 に記載された発明及び文献 3-4 に記載された周知技術に基づいて、当業者が容易になし得たことである。